

指定緊急避難場所(津波避難ビル)の 使用開始について

◎使用開始について

- ・港区本宮町 2 丁目 35-1 にあります

佐川急便株式会社 港営業所の 5 階屋上が指定緊急避難場所（津波避難ビル）になります。

※緊急時には、1 階東側階段から建物内部を通して避難してください。

- ・使用開始日 令和6年 10 月 28 日

- ・港区木場町 8-67 にあります

MEGA タイキ 1212 港区木場店の 3 階から屋上までの立
体駐車場が指定緊急避難場所（津波避難ビル）になります。

※緊急時には、施設北東側スロープ及び南西側駐車場非常階段より避難してください。

- ・使用開始日 令和6年11月5日

◎指定取消について

- ・レインボー港店（港区寛政町 4-34）が、
指定緊急避難場所として使えなくなります。

- ・指定取消日 令和6年 9 月 19 日

- 指定避難所(自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るためのところ)
- 指定緊急避難場所(命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所)

問い合わせ先:港区役所総務課

TEL:052-654-9612